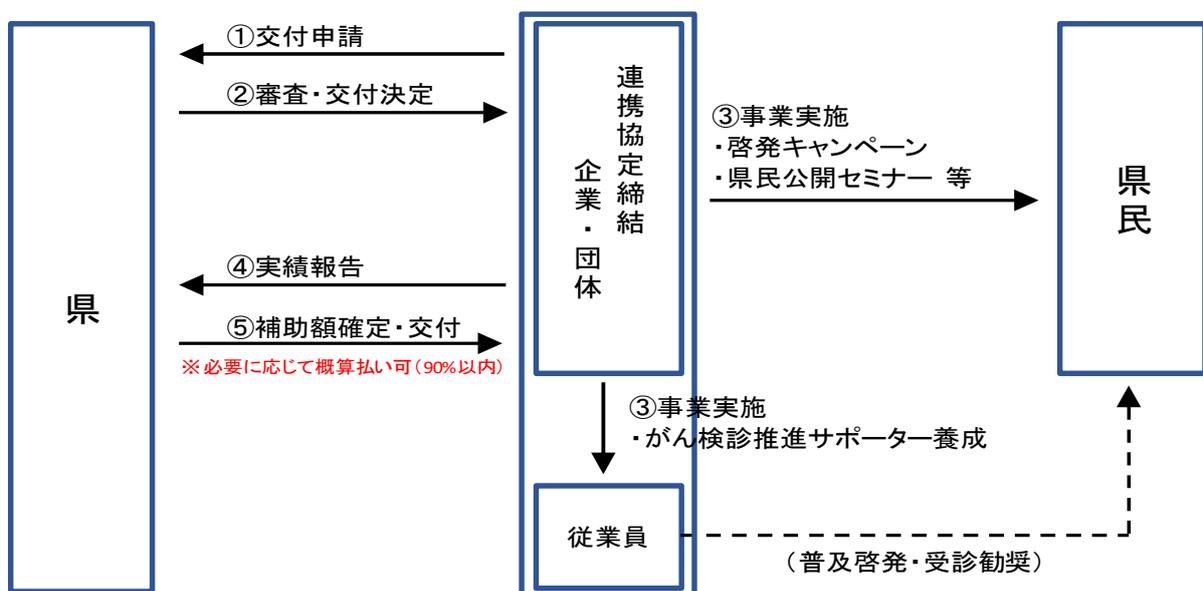


企業によるがん検診受診率向上事業について

【事業概要】

目的	企業が実施するがん検診受診率向上のための取組を支援し、地域及び職域におけるがん検診の受診率向上を図る。
対象	「茨城県がん検診受診率向上企業連携プロジェクト」協定締結企業・団体 [H29. 4. 1 現在協定締結数：62 企業・団体]
補助額	500 千円（補助率 10/10）
補助対象数	10 事業所
内容	県民に対する普及啓発事業を行う企業・団体に対し事業費用を補助する。 ○がん検診啓発キャンペーン事業 〔例〕 駅や大型商業施設等での啓発資材の配布、ピンクリボンウォーキング等 ○がん検診啓発県民公開セミナー事業 〔例〕 医師や著名人による講演会の開催等 ○がん検診推進サポーター養成事業 〔例〕 がん検診推進サポーター養成研修会の開催 ※ 協定締結企業の社員等で、県や企業が実施する養成研修を受講した者を「がん検診推進サポーター」として委嘱し、県民に対する検診の受診勧奨等を実施している。（企業が研修を実施する場合には、事前に県の承認を得たうえで実施。）
対象経費	賃金，報償費，旅費，需用費（消耗品費，印刷製本費），役務費，委託料等 ※ 従業員の人件費は対象外
その他要件等	・原則として、広く県民に対して啓発を行う取組を対象とする。（企業内部での職場研修等は対象外。ただし、推進サポーター養成研修会は可） ・営利目的となる取組は禁止とする。

【事業フロー】



## がん検診受診環境整備事業について

### 【事業概要】

内 容	従業員が検診を受けやすくするための制度を創設した企業等に対し、奨励金を支給する。
事業期間	3年間（H29～H31）
対 象	<p>県内の中小企業等（以下の要件を全て満たす法人及び個人事業主）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県内に主たる事業所を有していること。</li> <li>・常時使用する従業員の数が5人以上300人以下であること。</li> <li>・労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断について就業規則に定めていること。なお、常時雇用する従業員が10人以上である場合には、当該就業規則を所管労働基準監督署長に届け出ていること。</li> <li>・雇用保険及び社会保険適用事業所であること。</li> <li>・県税に未納がないこと。</li> <li>・事業主（法人である場合にはその役員）が茨城県暴力団排除条例第7条に規定された者でないこと。</li> <li>・その他法令の規定を遵守していること。</li> </ul>
支給額	100千円（定額）
支給対象数	100事業所
支給対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員ががん検診を受診する際の休暇制度等の創設</li> <li>・従業員ががん検診を受診する際の受診費用を負担する制度等の創設</li> <li>・定期健康診断の項目にがん検診の検査項目を追加</li> </ul>
その他要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月1日以降に新たに実施する取組を対象とする。</li> <li>・全従業員にがん検診の啓発資材を配布し受診勧奨を行う。（啓発資材は県が用意）</li> <li>・県が実施するがん対策に関する調査や広報に協力する。</li> </ul>

### 【事業フロー】

